

## 各地で発生している残土問題

No.	報道等の年月	地区	概要	内容
57	R2. 12	関東	山林に無許可で土砂を投棄	市の残土条例の違反して、無許可で土砂を投棄したとして、条例違反容疑で逮捕。埼玉県内の残土集積地から搬入
56	R2. 11	中部	山林に無許可で土砂を投棄	市の残土条例の許可規模(500m <sup>2</sup> )以上の面積で、土砂を投棄したとして、条例違反容疑で逮捕
55	R2. 11	中部	山内に投棄された土砂が流出	山内(宗教法人敷地)に産廃を含む土砂が投棄され、河川(柿木川)などに流出のおそれ、市は緊急対策を実施
54	R2. 10	中国	借地に残土を放置	一時的な仮置きで契約した残土業者は所在不明。工事施工者と併せて工事発注者(民間)にも連帯責任があるとして撤去を求めたが、地裁は発注者の責任を認めず。
53	R2. 9	中部	養殖池跡に大量の残土を堆積	養殖池跡を農地にしてあげると称して、大量の残土を堆積して放置。市の庁舎建設に伴う残土が含まれるため、地主は市と庁舎施工のゼネコンに撤去と損害賠償を求める
52	R2. 2	近畿	残土の崩落が河川に影響	建設業者が自社の敷地に持ち込んだ土砂の一部が崩落し、河川の利水に影響
51	R2. 1	関東	無許可で残土を置く	市の残土条例に違反し、無許可で規模以上の面積で残土を置いた容疑で逮捕。措置命令を受けたが履行しなかった。
50	R1. 9	関東	河川内の野積み土砂で川が濁る	採石業(河川の前石を利用)の残渣物を、河川内に野積みしたことが、濁り(サクラエビ不漁)の原因と疑われる
49	R1. 9	関東	無許可で雑木林に残土を処分	市の残土条例に違反し、無許可で雑木林を伐採して大量に土砂を埋めた容疑で、市議と施工業者らを告発する方針
48	R1. 9	関東	無許可で山林に建設残土を処分	市の残土条例に違反し、無許可で山林に土砂を埋めた会社役員に対して、地裁が懲役1年の実刑判決
47	H31. 3	関東	無許可で農地に建設残土を処分	首都圏の残土を自らの農地と借りた農地に、首都圏から残土を入れていた学習塾経営者を、農地法違反の疑いで逮捕
46	H31. 2	近畿	無許可で建設残土を処分	県外の市街地から発生した建設残土を、条例に違反して無許可でストックし、搬入停止命令にも従わないため刑事告発
45	H31. 2	関東	無許可で農地に建設残土を処分	休耕田などに無許可で残土を搬入受け入れていた土木業者を逮捕
44	H30. 12	中部	残土流入で市が非常事態宣言	首都圏などから大量の残土が搬入され、道路破損、土砂流出が生じ、残土条例違反が相次いでいることから、市が非常事態宣言

43	H30.11	関東	放置された残土処分場が崩落	残土処分業者が大量に放置したまま所在不明。大雨の影響で崩落した部分を市が撤去予定
42	H30.11	中部	残土流入で県が条例制定を検討	首都圏などから船で大量の残土が搬入されていることが問題化。県は残土条例の制定を検討
41	H30.7	関西	山頂に無許可で堆積された残土が崩落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無許可で山頂に残土を大量に堆積</li> <li>・山裾の住宅地に崩落した残土が迫る</li> </ul>
40	H30.5	東北	残土置場から河川に土砂が流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川沿いに大量の土砂を堆積していたが、崩落し河川に流出</li> <li>・アユの放流に影響</li> </ul>
39	H29.6	関西	無許可で大量に残土を埋め立てた業者を逮捕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林に建設残土を無許可で大量に埋め立て</li> <li>・条例に基づき撤去を命じたが、従わなかったとして、土木会社社長を条例違反容疑で逮捕</li> </ul>
38	H29.6	関東	無許可で大量に残土を堆積した業者に措置命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅団地に隣接して建設残土を無許可で大量に堆積</li> <li>・条例に基づき、土木業者に対して撤去するように措置命令</li> </ul>
37	H29.2	中部	国定公園内で残土処分場を拡大していたことが発覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨により残土処分場の土砂が県道に流出</li> <li>・国定公園内の開発許可（観賞用森林造成）で残土処分場を運営し、許可範囲外の公園内にも処分場を拡大していたことが発覚</li> </ul>
36	H28.12	関西	山中に搬入された土砂が崩落し、河川に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山中に搬入された土砂が崩落し、河川に流出したため、清流として知られる河川が白濁</li> <li>・砂防指定地内に無許可で土砂を搬入した疑いで、家宅捜索</li> </ul>
35	H28.9	関西	大量に積まれた残土が一部崩落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処理業者が大量に積み上げた残土の一部が崩落し、周辺住民らが不安を募らせたため、市が指導</li> </ul>
34	H28.9	関東	残土に解体廃棄物を混ぜて投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地のそばの残土置場に、解体廃棄物を残土に混ぜて（隠して）積み上げていた業者を、廃棄物の不法投棄の容疑で逮捕</li> </ul>
33	H28.9	東北	残土が河川に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量に積まれた残土置場より、残土が河川に流出しているため、県は残土処理業者に撤去を求める予定</li> </ul>
32	H28.7	関西	大量に積まれた残土が崩落のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨により残土処分場の土砂がたびたび市道等に流出した。また、土砂が急勾配で高く積みまれ、大量に崩落のおそれあり</li> <li>・近隣住民が撤去、流出防止措置を求める仮処分を申し立てた</li> </ul>
31	H28.2	関東	大量に残土を埋め立てた業者を条例違反で送検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県残土条例に定める許可なしに、大量に残土を搬入し空き地に埋め立てた業者を送検</li> </ul>
30	H26.10	関東	残土が崩落して住宅に侵入し、住民が死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖地に堆積していた残土が、台風の影響で崩れて住宅に侵入し、住民が死亡</li> <li>・他の工事現場から残土を搬入していた</li> <li>・5年前に近隣住民の陳情により、指導・勧告が行われていた</li> </ul>
29	H26.7	関東	大量に積まれた残土が崩落のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地に建設残土が大量（16万<math>m^3</math>）に積みまれ、崩落のおそれがあるため、市、県が応急的な安全対策に乗り出した</li> <li>・残土を搬入した業者と連絡がとれないため、抜本的な問題解決の見通しはなし</li> </ul>

28	H26.4	関東	山林に残土を埋め立てた業者を送検	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林に残土を堆積させた後、埋め立てた業者を、市の残土条例違反（無許可埋立）の容疑で送検</li> </ul>
27	H26.3	九州	山腹の残土が地元銘水の水場に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>山腹の残土が崩れ、地元銘水の水場が埋まる</li> <li>民家、田畑の周辺にも流出したため、住民が避難</li> </ul>
26	H26.3	関西	残土処分場で土砂が崩れ、公道の通行止め、停電が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土処分場の土砂が大量に近隣の田畑などに流出</li> <li>公道を埋めたため通行止めとなる。また、電柱も倒したため千軒以上が停電</li> <li>大量の残土を山のように高く積み上げていた</li> <li>土砂から自然由来とみなせるレベルの砒素が検出された</li> </ul>
25	H25.6	関西	残土埋立地で有害物質を検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂埋立地の隣接水路で実施した住民の独自調査結果を受け、市が調査したところ、土砂から環境基準を超えるシアン化合物などを検出</li> </ul>
24	H25.6	関西	残土処分場で土砂が崩れ、河川等に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土処分場が崩落し、斜面下の隣地、河川に流出</li> <li>大量の残土を山のように高く積み上げていた</li> <li>近隣住民等が公害調停を申請の見込み</li> </ul>
23	H25.5	関東	残土処分場で土砂が崩れ、住宅2棟が崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土処分場が崩落し斜面を土砂が流出、斜面下の住宅2棟が全壊、河川にも流出</li> <li>許可の3倍以上の土砂を搬入</li> <li>新たな崩落、河川氾濫の危険があるため、撤去、復旧工事を県が行政代執行</li> </ul>
22	H25.5	北陸	ため池にがれき類混じりの土砂を投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者が市有地のため池に、大量(3,600m<sup>3</sup>)のがれき類を含む土砂を投棄して埋立</li> <li>基準を超える重金属等の汚染のある箇所も存在</li> <li>市は調査費、撤去費を建設業者に請求予定</li> </ul>
21	H25.5	関西	無許可で残土処分場を設置した建設業者を家宅捜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林を切り開き、大量の残土を山のように高く積み上げていた建設業者を家宅捜索（森林法違反・無許可開発）</li> <li>「地域森林計画」の対象区域で、1haを超えて開発する場合は都道府県知事の許可必要</li> </ul>
20	H25.4	関西	廃材を土砂に混ぜ、残土として処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社の資材置場に解体廃材を埋め、一杯になると掘り起こして土砂に混ぜ、残土として処分</li> <li>廃棄物処理法違反（不法投棄）の疑いで建設業者を逮捕</li> </ul>
19	H25.1	関東	首都圏からの残土の持ち込みに対応して、残土条例を制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏で発生した建設残土が持ち込まれる例があるため、残土条例を制定予定</li> <li>有害物質の混入した土砂を搬入した場合は、除去等の是正命令、懲役2年以下100万円以下の罰金</li> </ul>
18	H24.6	中部	別の場所の土壌調査結果を使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄現場付近の公共工事において、土壌への汚染を懸念して、別の場所の土壌データを使用</li> <li>県要綱では、環境基準に適合する建設汚泥処理物は再生土としてリサイクルされ、適合しない場合は産廃として処分</li> </ul>
17	H21.7	中国	残土処分場で土砂が崩れ、民家が崩壊し住民死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土処分場が崩落して土石流が発生し、下流の民家が押しつぶされ1名死亡</li> <li>残土条例の対象規模以下の処分場</li> <li>山林の谷間の急傾斜面に設置、排水施設なし</li> </ul>
16	H19.5	中国	ダム浚渫土で山林を造成したがヒ素などを検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの浚渫土で山林を造成したが、環境基準を超えるヒ素、フッ素を検出</li> <li>残土条例を遵守していたが、条例に土壌調査が含まれず</li> </ul>

15	H19.4	関西	公共工事の搬入残土からカドミウムなどを検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園予定地に搬入した残土から環境基準を超えるカドミウム、鉛などを検出</li> <li>敷地横の用水路で小魚が浮いているのを市民が発見し通報、市が調査、搬入残土は撤去の予定</li> </ul>
14	H19.3	中部	汚泥処理物を再生土として埋立	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場汚泥に生石灰や建設汚泥を混入して「再生土」として埋立</li> <li>工事業者に埋戻材としての販売価格を上回る運搬費を支払うケース（逆有償）もあることから、県は産廃（汚泥処理物）に該当することを承知の上で引き渡していたと判断</li> </ul>
13	H18.8	中国	公共工事の残土から自然由来のヒ素を検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事の残土を牧場造成地に搬出したが、ヒ素（自然由来）を検出したため、この残土を一般廃棄物の最終処分場に搬出</li> <li>牧場造成地の近隣住民の不安から、ヒ素の汚染が判明</li> </ul>
12	H18.8	関東	残土処分場の残土から六価クロムが検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>碎石販売会社が採石場跡地に残土を受入れたが、土地の売却に伴う土壌分析で、環境基準の70倍の六価クロムを検出</li> <li>売り主の碎石販売会社は倒産、買い主の不動産業者は契約を解除する意向</li> </ul>
11	H17.11	関東	残土処分場に産廃を埋立	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者の残土処分場に、コンクリート塊など開発工事の廃材を埋立</li> <li>資材置場に保管していた廃材を、自社の残土処分場に埋立</li> </ul>
10	H16.12	関西	宅地造成地が鉛、ダイオキシンに汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地開発業者の自主調査で環境基準の4倍の鉛、環境基準以下であるが国の調査指標を上回るダイオキシン類を検出</li> <li>宅地開発業者は汚染を知らずに、東京の会社から土地を購入</li> <li>宅地開発業者が土壌を搬出処分</li> </ul>
9	H16.6	関東	残土処分場に産廃を埋立	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体業者が市の許可を得て設置した残土処分場に、大量の産廃を埋立</li> <li>解体業者は、産廃の上に残土を覆いダンプカーで搬入</li> </ul>
8	H16.3	九州	残土の河川内仮置に住民が苦情	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の残土を河川内に仮置きしたため、下流の田畑の耕作者らが流出を懸念</li> </ul>
7	H16.3	中国	建設残土を山林に投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者が残土を山林に投棄したが、残土条例が未制定のため、森林法違反容疑で50万円の略式命令</li> <li>アユ漁などへの影響防止のため行政代執行で残土の流出防止工事、山林復旧工事を実施、約1億円を県が負担する見込み</li> <li>県は残土条例（懲役刑を含む百万円以下）を議会に提案予定</li> </ul>
6	H16.3	中部	トンネル残土が河川を汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル工事の残土を埋立工事に使用したが、高アルカリ性の水が河川に流出し、約300匹の魚に被害</li> </ul>
5	H15.6	関東	残土条例で届け出た残土と異なる残土を県外から搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土条例に基づき届け出た残土と異なる残土が、県外から残土処分場に搬入されていたことが、住民団体の調査で発覚</li> <li>残土業者の業界体質において、このような条例の抜け穴を突く行為が常態化しているとの指摘あり</li> </ul>
4	H15.3	関西	埋立に利用した海底土砂が汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底の土砂を浚渫して埋立工事に利用したが、この浚渫土砂に環境基準を超えるダイオキシン類が含まれていることが判明</li> </ul>
3	H14.9	関西	残土処分場で残土が崩落	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土処分業者の設置する残土処分場で残土が崩落し、隣のミカン畑を覆う</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>市条例の規定より急な傾斜で、40mの高さにまで残土が積み上げられ、頂上付近から大量に崩落</li> </ul>
2	H14.5	関東	残土処分場を造成するため森林を伐採し自然破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が自然再生事業とした地域において、残土処分場が森林を伐採して造成されているため、市民団体が県に要望書を提出</li> <li>建設業者の森林伐採届の申請に対して、これを制約する残土条例が（この時点では）未制定</li> </ul>
1	H13.5	東北	トンネル残土が強酸性でヒ素を含むことが判明	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル残土を付近の河川の水源付近に処分する予定であったが、環境基準の10倍のヒ素を含むこと、農業に不向きな強酸性であることが判明</li> <li>仮置場で中和・無害化して、水源に影響のない道路床などの公共工事に使用する予定</li> </ul>